

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月15日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 蔵人 金男
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	経理部部长 久松 寛
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	経理部部长 久松 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第1四半期連結 累計期間	第50期 第1四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	24,986	23,826	101,083
経常利益(百万円)	421	1,047	2,040
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	663	457	2,740
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	837	521	3,000
純資産額(百万円)	22,670	20,458	20,509
総資産額(百万円)	87,593	83,918	82,924
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	9.34	5.35	38.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	-	5.33	-
自己資本比率(%)	23.7	22.3	22.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	437	2,502	5,966
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,521	1,162	5,328
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	611	597	3,643
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	10,914	9,124	8,381

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第49期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 第49期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により急速に落ち込んだ個人消費が、被災地における復興作業の進展に伴い徐々に持ち直しの基調にはありますが、原発事故に起因する各地での混乱や電力供給不安による節電への取り組みの影響により、消費支出は依然抑制される厳しい状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、震災後の自粛ムードや節電意識の高まりの影響を強く受ける中、ユッケ食中毒事件の発生により、外食を控える傾向に拍車のかかる一段と厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループでは被災地における店舗の復旧に最優先に取り組み、グループとしての強みを生かすことで多くの店舗の営業を再開することができました。営業再開した店舗におきましては、近隣住民の方のみならず復興支援の方々にも多数ご利用いただき安定した売上を確保しております。既存店舗の売上対策としては、サマータイム導入に伴う営業時間の変更や時間帯別の販売促進策の打ち出しなど市場の変化に柔軟に対応し、また、積極的に業態変更や改装を実施することで既存店舗の活性化を図っております。

コスト面では、物流拠点の統廃合を実施し物流コスト効率化による原価率低減を図っております。その他の販管費としては、継続的に取り組んでいる客席照明のLED化を加速すると共に、厨房機器の効率的運用など夏季を見越した節電対策に早期に取り組むことで使用電力量の削減等を行っております。また、経費全般にわたり費用対効果を見極めたコスト管理を徹底し、不要不急な経費の削減に取り組んでまいりました。

店舗政策につきましては、7店舗の新規出店（前年同四半期14店舗）、10店舗の閉鎖（前年同四半期11店舗）を行い、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は872店舗（前年同四半期末871店舗）となっております。

以上のような施策を図ってまいりました結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、連結売上高は238億26百万円（前年同四半期249億86百万円）、連結営業利益10億93百万円（前年同四半期6億42百万円）、連結経常利益は10億47百万円（前年同四半期4億21百万円）となりました。また、固定資産除却損等の特別損失を計上した結果、連結四半期純利益は4億57百万円（前年同四半期6億63百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(株)コロワイド東日本

(株)コロワイド東日本は、関東、関西及び北海道地区において、主に、居酒屋業態の直営飲食店チェーン及びF C事業の多店舗展開をしております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、既存店売上高の減少等の影響により、売上高は135億55百万円（前年同四半期137億64百万円）、営業利益は9億58百万円（前年同四半期5億69百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては7店舗の新規出店、2店舗の営業譲受及び5店舗の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間の末日現在の直営店舗数は501店舗（前年同四半期末477店舗）となっております。

(株)アトム

(株)アトムは、中京、北陸、東北及び北関東地区において、主に、レストラン業態の直営飲食店チェーン及びF C事業の多店舗展開をしております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、店舗数の減少（前年同期比23店舗減）等の影響により、売上高は89億7百万円（前年同四半期95億54百万円）、営業利益は2億38百万円（前年同四半期2億11百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては5店舗の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間の末日現在の直営店舗数は362店舗（前年同四半期末385店舗）となっております。

その他

その他は、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売、㈱ダブリューピージャパンにおける飲食店経営及び㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売となっております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は19億73百万円（前年同四半期20億98百万円）、営業利益は41百万円（前年同四半期 32百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、19ページ注記事項（セグメント情報等）をご参照下さい。

(2)キャッシュフローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが25億2百万円（前年同四半期4億37百万円）、投資活動によるキャッシュ・フローが 11億62百万円（前年同四半期 15億21百万円）、財務活動によるキャッシュ・フローが 5億97百万円（前年同四半期6億11百万円）となりました結果、前連結会計年度末に比べ7億42百万円増加し91億24百万円（前年同四半期109億14百万円）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前四半期純利益や減価償却費及びのれん償却額の計上によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入れによる収入があるものの、長期借入金の返済による支出や社債の償還による支出及び配当金の支払額によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,920
優先株式	30
第2回優先株式	50
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,284,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 500株
優先株式	30	30	-	単元株式数1株 (注1)
第2回優先株式	30	30	-	単元株式数1株 (注2)
計	75,284,101	75,284,101	-	-

(注1) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は1株であります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下「優先配当金」という）を支払う。

平成21年3月31日までの事業年度に関して

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.00\%$$

平成21年4月1日以降の事業年度に関して

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 3.00\%)$$

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円TIBORが上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

- (2) 優先中間配当金の額
当社は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という）を支払う。
優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 累積条項
ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という）については、優先配当金又は普通株主、普通登録株式質権者、第 2 回優先株主若しくは第 2 回優先登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 非参加条項
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式 1 株につき 100,000,000円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- 3 . 議決権
優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 4 . 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買受けすることができる。
優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160 条第 3 項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第 2 項の招集通知の記載を要しない。
- 5 . 新株引受権等
当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 6 . 株式の分割又は併合
当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

7. 取得請求

優先株主は、以下の定めに従い、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(1) 優先株主は、平成21年4月1日以降、毎事業年度の末日の翌日から1か月以内(以下「請求期間」という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) 当社は、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2か月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に取得を行う日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額の金銭を取得と引換えに交付する。

(3) (2)に定める日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、平成21年4月1日に開始する事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。

(4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

8. 取得条項

当社は、いつでも、優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に消却日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める日割未払優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、平成21年4月1日に開始する事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注2) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第2回優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は1株であります。

1. 第2回優先配当金

(1) 第2回優先配当金の額

当社は、期末配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下「第2回優先配当金」という）を支払う。

平成23年3月31日までの事業年度に関して

第2回優先配当金 = 100,000,000円 × 1.5%

平成23年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.5%)

日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の午前11時における日本円TIBORとして全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円TIBORが上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 第2回優先中間配当金の額

当社は、中間配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第2回優先中間配当金」という）を支払う。第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 累積条項

ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第2回累積未払優先配当金」という）については、第2回優先配当金又は普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する利益配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。

(4) 非参加条項

第2回優先株主又は第2回優先株式登録質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

2. 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円及び第2回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権
- 第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
4. 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買受けすることができる。
- 第2回優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
5. 新株引受権等
- 当社は優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
6. 株式の分割又は併合
- 当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
7. 取得請求
- (1) 第2回優先株主は、平成23年4月1日以降いつでも、第2回優先株式1株につき100,000,000円に取得の効力発生日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2) (1)に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

8. 取得条項

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に取得日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(2) (1)に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取りが実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とする。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	普通株式 75,284,041 優先株式 30 第2回優先株 式 30	-	14,030	-	3,748

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	-	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 223,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,026,000	148,052	同上
単元未満株式	普通株式 1,034,541	-	同上
発行済株式総数	75,284,101	-	-
総株主の議決権	-	148,052	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	223,500	-	223,500	0.30
計	-	223,500	-	223,500	0.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,484	9,229
売掛金	1,265	1,219
たな卸資産	2,445	2,663
その他	2,684	3,008
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,879	16,122
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	25,659	25,334
その他(純額)	12,211	12,845
有形固定資産合計	37,871	38,180
無形固定資産		
のれん	7,312	7,008
その他	1,267	1,299
無形固定資産合計	8,580	8,307
投資その他の資産		
敷金及び保証金	16,787	16,622
その他	4,951	4,753
貸倒引当金	355	263
投資その他の資産合計	21,383	21,112
固定資産合計	67,835	67,601
繰延資産	209	195
資産合計	82,924	83,918

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,427	4,550
短期借入金	675	2,548
1年内返済予定の長期借入金	11,594	11,436
未払法人税等	433	208
引当金	777	832
その他	8,844	8,899
流動負債合計	26,752	28,473
固定負債		
社債	8,886	8,886
長期借入金	20,328	19,600
引当金	16	14
資産除去債務	946	950
その他	5,484	5,534
固定負債合計	35,661	34,985
負債合計	62,414	63,459
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,030	14,030
資本剰余金	5,739	5,739
利益剰余金	607	683
自己株式	127	127
株主資本合計	19,034	18,959
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	252	253
繰延ヘッジ損益	9	7
その他の包括利益累計額合計	262	260
少数株主持分	1,737	1,760
純資産合計	20,509	20,458
負債純資産合計	82,924	83,918

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	24,986	23,826
売上原価	7,955	7,247
売上総利益	17,031	16,579
販売費及び一般管理費	16,388	15,485
営業利益	642	1,093
営業外収益		
受取利息	10	7
受取配当金	9	9
不動産賃貸料	135	136
貸倒引当金戻入額	-	92
協賛金収入	9	105
その他	31	46
営業外収益合計	197	397
営業外費用		
支払利息	259	253
社債利息	40	54
賃貸収入原価	100	99
その他	18	37
営業外費用合計	418	444
経常利益	421	1,047
特別利益		
固定資産売却益	-	5
貸倒引当金戻入額	10	-
受取保険金	-	3
その他	1	-
特別利益合計	12	8
特別損失		
固定資産除却損	57	150
減損損失	82	99
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	624	-
その他	99	92
特別損失合計	864	342
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	430	713
法人税、住民税及び事業税	159	191
法人税等調整額	216	2
法人税等合計	376	193
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	806	520
少数株主利益又は少数株主損失()	143	62
四半期純利益又は四半期純損失()	663	457

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	806	520
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61	1
繰延ヘッジ損益	30	2
その他の包括利益合計	30	1
四半期包括利益	837	521
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	699	458
少数株主に係る四半期包括利益	138	62

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	430	713
減価償却費	1,013	1,149
その他の償却額	71	93
のれん償却額	338	304
受取利息及び受取配当金	20	16
支払利息及び社債利息	300	307
固定資産除却損	57	150
減損損失	82	99
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	624	-
売上債権の増減額(は増加)	463	50
たな卸資産の増減額(は増加)	59	218
仕入債務の増減額(は減少)	309	122
その他	32	239
小計	2,164	2,996
利息及び配当金の受取額	12	11
利息の支払額	139	126
法人税等の支払額	1,601	378
営業活動によるキャッシュ・フロー	437	2,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,357	1,036
敷金及び保証金の差入による支出	223	269
敷金及び保証金の回収による収入	216	288
その他	157	144
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,521	1,162
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,052	2,648
短期借入金の返済による支出	103	775
長期借入れによる収入	1,193	200
長期借入金の返済による支出	1,225	1,086
社債の償還による支出	715	1,000
配当金の支払額	465	410
少数株主への配当金の支払額	48	41
その他	76	132
財務活動によるキャッシュ・フロー	611	597
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	472	742
現金及び現金同等物の期首残高	11,386	8,381
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,914	9,124

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(連結納税制度の適用) 当第1四半期連結会計期間より当社及び当社の一部の連結子会社におきまして、連結納税制度を適用しております。 (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1. 偶発債務 敷金及び保証金の流動化に伴う遡及義務 <p style="text-align: right;">1,864百万円</p>	1. 偶発債務 敷金及び保証金の流動化に伴う遡及義務 <p style="text-align: right;">1,483百万円</p>
2. 保証債務 企業集団以外の会社等の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。 従業員 <p style="text-align: right;">0百万円</p>	2. 保証債務 (1) 企業集団以外の会社等の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。 従業員 <p style="text-align: right;">0百万円</p> (2) 一部の店舗の敷金及び保証金について、金融機関及び貸主と代預託契約を締結しております。当該契約に基づき金融機関は、貸主に対して敷金及び保証金相当額を当社に代わって預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務573百万円を保証しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <p style="text-align: right;">(平成22年6月30日現在)</p> 現金及び預金勘定 <p style="text-align: right;">11,128百万円</p> 預入期間が3ヶ月を超える <p style="text-align: right;">213百万円</p> <hr/> 現金及び現金同等物 <p style="text-align: right;">10,914百万円</p>	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <p style="text-align: right;">(平成23年6月30日現在)</p> 現金及び預金勘定 <p style="text-align: right;">9,229百万円</p> 預入期間が3ヶ月を超える <p style="text-align: right;">105百万円</p> <hr/> 現金及び現金同等物 <p style="text-align: right;">9,124百万円</p>

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	375	5	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
	優先株式	111	3,726,360	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
	第2回優先株式	45	1,500,000	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月15日 定時株主総会	普通株式	375	5	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
	優先株式	106	3,549,230	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
	第2回優先株式	45	1,500,000	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	(株)コロワ イド東日本	(株)アトム	計				
売上高							
外部顧客への売上高	13,764	9,505	23,269	1,708	24,978	8	24,986
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	48	48	389	438	438	-
計	13,764	9,554	23,318	2,098	25,417	430	24,986
セグメント利益	569	211	781	32	748	106	642

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売、(株)ダブリューピージャパンにおける飲食店経営及び(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売となっております。
2. セグメント利益の調整額 106百万円には、のれんの償却額、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	(株)コロワ イド東日本	(株)アトム	計				
売上高							
外部顧客への売上高	13,555	8,865	22,421	1,398	23,819	7	23,826
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	41	41	575	616	616	-
計	13,555	8,907	22,462	1,973	24,436	609	23,826
セグメント利益	958	238	1,196	41	1,238	144	1,093

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売、(株)ダブリューピージャパンにおける飲食店経営及び(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売となっております。
2. セグメント利益の調整額 144百万円には、のれんの償却額、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	9円34銭	5円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	663	457
普通株主に帰属しない金額(百万円)	37	55
(うち優先配当額(百万円))	(37)	(55)
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	701	401
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,063	75,060
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		5円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		10
(うち連結子会社の潜在株式による調整額)		(10)
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月15日

株式会社コロワイド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山下 和俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 叙男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。